

## 川内原発の再稼働に向けた動きに反対する決議

1 全国で停止中の原発の再稼働を急ぐ安倍政権の意向を受けて、原子力規制委員会は、2014年3月13日の定例会合において、原発の再稼働の条件となる審査で先行する10原発17基のうち、九州電力川内原発1, 2号機について、「最も基本となる地震や津波などの立地の問題について一応クリアできた」として、審査を優先して進めることを決めた。これにより、川内原発が新規規制基準に基づく再稼働第1号となる公算が強まった。鹿児島県知事は周辺自治体の住民の声を聞くこともなく、立地自治体の薩摩川内市とともに再稼働を積極的に推し進めようとしている。

2 政府は、新規規制基準を「世界で最も厳しい水準の規制基準」と称し、原子力規制委員会が新規規制基準に適合する判断をすれば、それにより原発の安全性が確保されるかのような誤解を国民に与えている。福島原発事故の原因はまだわかっていない。事故原因が確定せず、過酷事故に至った過程もわかっていない以上、規制基準を満たした原発でも事故は起きうる。規制基準は稼働をするためのものにすぎず、原発の安全性を担保する基準ではありえない。事故の起こらない原発はあり得ないという福島原発事故の最大の教訓を無視して、新たな「安全神話」を作り出すものである。

3 川内原発の位置する九州南部は、国内有数の火山地帯である。原発周辺には、巨大噴火の際にできたカルデラを持つ「阿蘇」「加久藤・小林」「始良（桜島）」「鬼界」と5つの火山がある。最も近い始良までの距離は40kmしかない。

新規規制基準では新たに火山対策を盛り込み、原発から半径160km圏内の火山を調査し、火山灰に対する防護措置を講じることなどを各電力会社に要求し、火砕流が襲う可能性が明確に否定できない場合は、「立地不適」とする方針を示している。

九州電力は、破局的噴火の可能性は低いとし、仮に起きても火砕流の影響は受けないとしている。そして、モニタリングを強化して巨大噴火の予兆が観測されれば運転を停止したり、核燃料を外部に搬出したりするとしている。

しかし、火山噴火の予知にも限界があるうえ、巨大噴火が最後に起きたのは7300年前であり、当然データは存在せず、どういった予兆が起これると巨大噴火につながるのかという科学的知見はない。よって、モニタリングによって噴火を予知できるかどうか疑問が残るうえ、仮に噴火を予知できたとしても、それが巨大噴火につながるかどうかの判断は極めて困難であるから、異変を察知した後に原発を止めるか否かの判断をすることは事実上不可能である。

また、川内原発の敷地内にある使用済みを含めた888トンの核燃料を外部に搬出するには、専用の容器や輸送車両を準備できたとしても、数か月から1年以上かかるし、それを何処に持っていくのかという問題も検討されておらず、この点も不可能と言わざるを得ない。

ひとたび巨大噴火が起きれば、原発は壊滅的打撃を受ける。発生の可能性はゼロではない。過小評価は決して許されないことは、福島原発の事故が示した歴史の教訓である。

4 環境経済研究所による「原発ごとの30km圏内で要する避難時間」のシミュレーションでは、川内原発における対象人口は約23万人であり、国道のみ使用した場合の避難時間は43時間かかる。しかし、火砕流は、600℃以上の高温になり、時速100km以上のスピードで周囲数百kmにわたって流れることもあるといわれる。

薩摩川内市など川内原発30km圏内9市町村は広域避難計画を策定しているが、その内容は避難先とルートが決まっただけであり、実際の避難の実効性は乏しい。

また、川内原発30km圏内の87病院及び153福祉施設（避難対象者はあわせて約1万4000人）のうち、今年3月末までに避難計画を策定できたのは1病院及び6福祉施設のみであり全体の6%にすぎない。受け入れ先の調整もできておらず、要援護者の避難を具体化することはできない。

このような状況では、地元住民の安全を守ることなど到底不可能であり許容できない。

5 川内原発1号機は2014年7月で運転開始から30年を迎える。それに伴い2014年度からは、国からの立地地域長期発展対策交付金が約1億円増え、電源三法交付金の総額は約13億5000万円となる。さらに九州電力から徴収する核燃料税は約4億8000万円が見込まれるが、2011年9月以降、川内原発が停止したため課税できなくなっている。

この事実は、住民の安全よりも原発マネーに依存するという自治体の姿勢を浮き彫りにする。多くの住民の再稼働反対の意見を無視して、住民の安全よりも原発のリスクを伴う経済を優先する鹿児島県は、福島原発事故のもたらした凄惨な現実を再考し原発マネー依存体質から脱却すべきである。

6 原発の安全性の確保を大前提にするのであれば、それは、福島原発事故のような事故を再び起こさないために国内の全原発を安全かつ確実に廃炉とするための方針を策定すべきであり、これ以上、将来世代に禍根を残さないよう、責任をもって事故の収束を最優先に図り、原発稼働ゼロの社会を目指すことを決断すべきである。

以上の理由により、自由法曹団は、川内原発の再稼働に向けた動きに対し、強く反対の意を表明し、決議するものである。

2014年5月19日

自由法曹団2014年5月研究討論集会